

いじめを見逃さない・ 風通しのよい学校づくり

～天神山っ子の「いじめ防止基本方針」～

学校は、
子供が発する小さなサインを見逃さず、
いじめを見つけたら、
担任が抱え込むのではなく、
教員同士が情報を共有して
迅速かつ適切に組織的に対応する。

学校は、
常に被害を受けた子供に寄り添い、
保護者の意向を確認し、情報（現状と今後の見通し）を提供する。

令和7年度

七尾市立天神山小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

天神山小学校いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、国や県のいじめ防止基本方針を参照し、本校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

いじめの問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまででも、本校において様々な取組を行ってきた。

しかし、全国を見れば、いまだにいじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が発生している。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する事がないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

（1）学校を挙げた積極対応

ア 学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取ること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図ること。

（2）平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等関係機関との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点(いじめの定義)

〈平成17年度「問題行動等調査」まで〉自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。



〈平成18年度「問題行動等調査」より〉「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。



〈平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より〉 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。 (「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的によることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかやふざけ合いのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース(例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など)についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

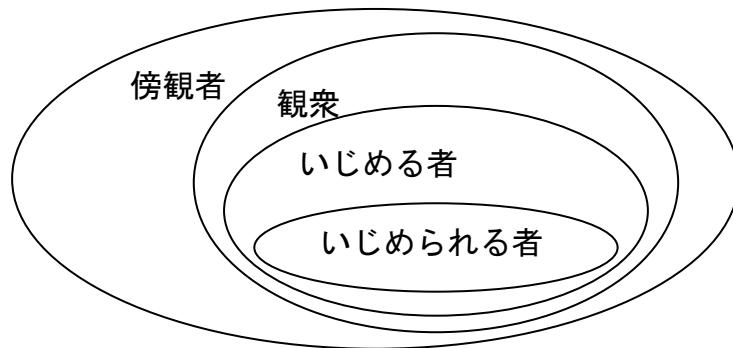
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかつた教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずには、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えていくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第208条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第204条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第222条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第223条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第249条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第235条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第236条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第261条)
- ・ 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く → 「名誉棄損罪」(刑法第230条)、「侮辱罪」(刑法第231条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第176条)
- ・ 児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

3 いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を構築することである。その上で、安心して安全に学校生活を送ることができることである。学校としては、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

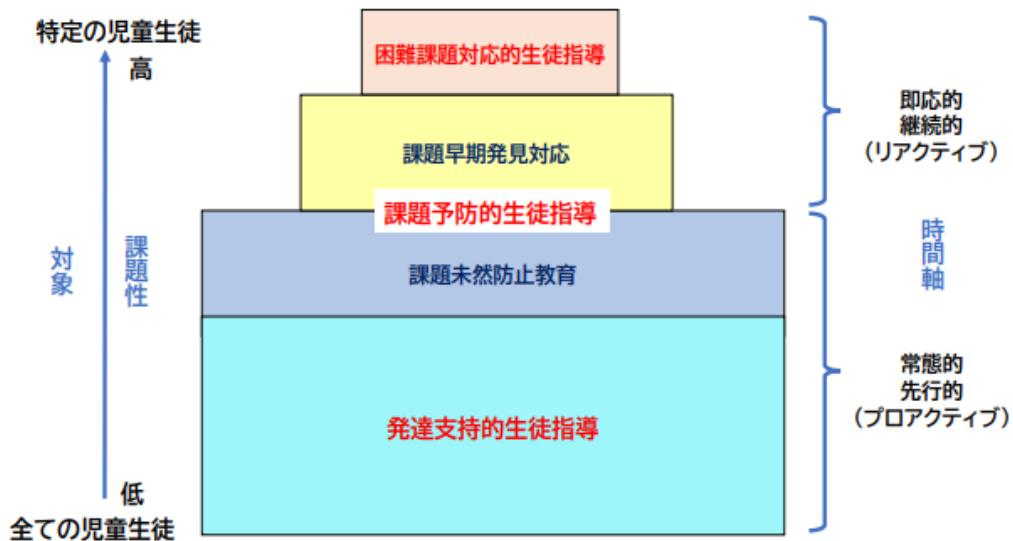


図2 生徒指導の重層的支援構造

（1）わかる授業づくりの推進

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。

- ・学んでよかったです実感できる・主体的に解決し学びを喜ぶ授業づくり（研究主任）
課題設定の工夫により、児童の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ・学習指導の場における積極的な生徒指導（生徒指導主事）
学習指導に際し、児童に「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」「安全、安心な風土の醸成」の4視点に留意する。
- ・「学び合い学習」（研究主任）
発問や学習過程・形態を工夫し、全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

（2）道徳教育の充実及び人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、下記に示した特に配慮が必要な児童について理解を深め、適切な支援を行うとともに、組織的に指導する。

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- 性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

- ・ **学校の教育活動全体を通じた道徳教育（道徳教育推進教師）**

道徳教育のねらい(豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。)を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

- ・ **魅力的な教材の開発や活用（道徳教育推進教師）**

児童にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、児童の心に残る道徳の時間を心がける。

- ・ **人権教室（人権教育担当）**

人権に関する題材の授業を実施し、感想交流を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

(3) 規範意識の育成（生活安全部）

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・ **問題行動への対処（生徒指導主事）**

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

- ・ **月目標の工夫（研究主任・生徒指導主事）**

毎月の生活目標や学習のめあての意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。

- ・ **学習ルールの徹底（生徒指導主事）**

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解事項を放送や集会等で一斉指導し、さらに各学級での指導を充実する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組（生徒指導主事）

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

- ・よりよい人間関係づくり

構成的グループ・エンカウンターの技法、ソーシャルスキルを取り入れた学習指導や特別活動を行い、社会性を育成するとともに、温かい人間関係を築く。

(5) 児童会・生徒会などが中心となる取組（児童会）

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

- ・「いじめストップ集会」の実施

児童会活動の日常的な活動として、「いじめ追放」の心情を高めることを柱とする。

- ・縦割り班あいさつ運動

縦割り班のメンバーで集まり、玄関で挨拶を交わし合う。

(6) 体験活動を取り入れた取組（ボランティア教育）

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

- ・高齢者とふれあう活動

地域の特別養護老人ホームを訪問し、お年寄りとお話したり遊んだりして交流を図る。

- ・保育園訪問

遊び相手になったり、クラブ活動の読み聞かせを聞いてもらったりして交流を図る。

- ・他校種との交流

特別支援学校の当該学年児童と居住地交流をする。

- ・障がいのある人との交流

障がい福祉サービス事業所施設を訪問して活動内容を理解する。

(7) 家庭や地域と連携した取組

児童だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

- ・いじめアンケートを活用した連携（生徒指導主事）

アンケート調査の結果を周知するとともに、地域全体でいじめの問題に取り組む気運を高める。

- ・非行・被害防止講座の実施（生徒指導主事）

保護者や地域の人を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例等を基に、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

- ・家庭・地域からの相談窓口の設置（教頭・生徒指導主事）

学校内にいじめの問題に関する相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、健全パトロール隊の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

4 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さない取組 ーいじめの情報の共有ー

- ・日頃から休み時間、放課後の児童を観察し、信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・日記や連絡帳を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員がどんな些細なことでも児童に関する情報交換を行い、情報を共有する。

○いじめ防止対策推進法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・6月、10月、2月に無記名の学校生活アンケートを行う。

(3) 教育相談体制の充実

- ・学校生活アンケートの結果をもとに個人面談を行う。重要なものは別に時間を設け、さらに面談を行う。
- ・児童が日頃から教職員に話しやすい雰囲気を作る。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用について広く周知する。
- ・担任や養教がスクールカウンセラーへの面談をすすめ、効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

① いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。 ・始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表情が冴えず、うつむきがちになる。 ・出席確認の声が小さい。
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物が多くなる。 ・涙を流した気配が感じられる。 ・用具、机、椅子等が散乱している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲が何となくざわついている。 ・席を替えられている。 ・一人だけ遅れて教室に入る。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい答えを冷やかされる。 ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。 ・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ・ひどいアダ名で呼ばれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ分けで孤立することが多い(机を合わせないなど)。 ・保健室によく行くようになる。 ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする。 ※ テストを白紙で出す。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多い。 ・わけもなく階段や廊下等を歩いている。 ・用もないのに職員室等に来る。 ・遊びの中で孤立しがちである。 ・プロレスごっこで負けることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中してボールを当てられる。 ・遊びの中で、いつも同じ役をしている。 ※ 大声で歌を歌う。 ※ 仲良しでない者とトイレに行く。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物にいたずらをされる。 ・嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ・グループで食べる時、席を離している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その子どもが配膳すると嫌がられる ※ 好きな物を級友に譲る。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前にゴミを捨てられる。 ・最後まで一人です。 ・椅子や机がぽつんと残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる。 ※ 人の嫌がる仕事を一人です。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ・顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ・急いで一人で帰宅する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用事がないのに学校に残っている日がある。 ※ 他の子の荷物を持って帰る。

② いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている。 プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする。 指名されただけで目配りし、嘲笑する。 	<ul style="list-style-type: none"> 後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている。 授業の後片付けを押しつけている。 自分の宿題をやらせている。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 嫌なことを言わせたり、嫌なものを触らせたりしている。 移動の際など、自分の道具を持たせている。 	<ul style="list-style-type: none"> けんかするよう仕向けている。 平気で蹴ったり、殴ったりしている。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> 配膳させたり、後片付けさせたりしている。 自分の嫌いな食べ物を押しつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の好きな食べものを無理矢理奪う。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 雑巾がけばかりさせている。 雑巾を絞らせている。 	<ul style="list-style-type: none"> 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> 自分の用事に付き合わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 違う方向なのに待たせて一緒に帰る。

③ 注意しなければならない児童の様子

様子等	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> 活気がなく、おどおどしている。 視線を合わさない。 教師と話すとき不安な表情をする。 寂しそうな暗い表情をする。 	<ul style="list-style-type: none"> やる気を失う。 手遊び等が多くなる。 独り言を言ったり急に大声を出したりする。 <p>※ 言葉遣いが荒れた感じになる。</p>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> 教科書等にいたずら書きされる。 刃物等、危険な物を所持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 服装が乱れたり破れたりしている。 持ち物、靴、傘等を隠される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。 インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。 SNS*のグループから故意に外される。 	<ul style="list-style-type: none"> 教材費、写真代等の提出が遅れる。 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。 <p>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。</p>

*SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニケーションサイト。(「情報モラル指導者研修ハンドブック」より)

(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があつたら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

① いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ・ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

② 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- ・パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動搖しているような行動をとる。
- ・携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

5 各担当の行動計画及び評価

	学校長	評価 ◎ ○ △	教頭	評価 ◎ ○ △	生徒指導担当	評価 ◎ ○ △	特別支援C 教育相談C (SC担当) 養護教諭	評価 ◎ ○ △	学級担任	評価 ◎ ○ △
4月	・いじめ0に向けての取組方針等の確認と共通理解 ・入学式・始業式・学校だよりで周知		・生徒指導個人カードの確認 ・出欠チェック ・外部機関との連携 ・担任との情報共有		・生活ルールの提示と共に理解 ・児童理解の会全体会の開催		・生徒指導個人カードの確認 ・児童情報の引き継ぎ		・児童理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認 ・学習ルールの徹底	
5月	・健全パトロール隊との懇談会		・健全パトロール隊との懇談会 ・防犯教室の実施 ・ピュアキッズスクールの実施		・あいさつ運動強化月間 ・ケース会議の実施		・教育相談の実施 ・ケース会議の実施 ・教育プログラムの実施		・児童理解の会ブロック会(毎週)	
6月	・いじめ対応アドバイザー研修① ・校区巡回指導				・いじめ対応アドバイザー研修① ・児童理解の会全体会の開催 ・生活アンケート				・児童理解の会ブロック会(毎週) ・生活アンケートの実施と対応 ・個人面談の実施	
7月					・「夏休みのきまり」				・児童理解の会ブロック会(毎週) ・生活アンケートの実施と対応 ・のびる子渡しで保護者面談	
8月	・SC研修 ・1学期の取組の評価と2学期の方針の確認・周知		・SC研修 ・1学期の取組の評価と2学期の方針の指導・助言		・SC研修 ・巡回指導 ・1学期の取組の評価と2学期の方針の作成		・SC研修		・夏季休暇中の巡回指導 ・SC研修	
9月					・あいさつ運動強化月間 ・児童理解の会全体会の開催		・教育相談の実施 ・ケース会議の実施 ・教育プログラムの実施		・児童理解の会ブロック会(毎週) ・生活アンケートの実施と対応 ・学習ルールの再確認	
10月	・いじめ対応アドバイザー研修②				・生活アンケート ・いじめ対				・児童理解の会ブロック会(毎週) ・生活アンケートの	

				応アドバイザー研修②			実施と対応 ・個人面談の実施	
1 1 月			・人権教室の実施 ・いじめ防止標語の取組	・児童会による「いじめ・しない宣言」			・児童理解の会ブロック会（毎週） ・生活アンケートの実施と対応	
1 2 月	・健全パトロール隊との懇談会		・健全パトロール隊との懇談会	・「冬休みのきまり」づくり			・児童理解の会ブロック会（毎週） ・生活アンケートの実施と対応 ・のびる子渡しで保護者面談	
1 月	・2学期の取組の評価と3学期の方針の確認・周知		・2学期の取組の評価と3学期の方針の指導・助言	・児童理解の会全体会の開催 ・2学期の取組の評価と3学期の方針の作成			・児童理解の会ブロック会（毎週） ・生活アンケートの実施と対応	
2 月	・いじめ対応アドバイザー研修③		・幼保小連絡会 ・ネットトラブル防止講座実施	・いじめ対応アドバイザー研修③	・小保連絡会 ・教育相談の実施		・児童理解の会ブロック会（毎週） ・生活アンケートの実施と対応 ・小保連絡会 ・個人面談の実施	
3 月	・1年間の評価および来年度の取組の立案		・小中連絡会	・生徒指導個人カードの整理の呼びかけ ・1年間の評価および来年度の取組の立案	・教育相談の実施		・児童理解の会ブロック会（毎週） ・生徒指導個人カードの整理 ・小中連絡会	

○いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。（「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

(1) いじめのレベルと対応

レベル	実態	対応
1	悪口を言われる・からかわれる	全校体制で早期対応する。 教育委員会に報告する。
2	仲間はずれにされる・無視される	※ここで食い止めるように最大の努力をする。
3	レベル2が継続して行われる。または、叩く・蹴るなどの精神的苦痛が伴う。	教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
5	「死」を口にし始めたり、自傷行為をしたりする。	

(2) いじめ問題対策チーム(常設)について

① 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等とし、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等の必要と思われる教職員を加え構成する。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

(ア) 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びにいじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行う。
- ・定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
- ・取組内容や方法の検討及び結果の分析について吟味し、適切な認知を図る。
- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、児童、保護者等に周知し利用を促す。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

(イ) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ・事例等を活用し、スキル向上を図る。

(ウ) 教職員及び児童・保護者、地域に対する周知

- ・保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し、理解と協力を得る。
- ・保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得る。
- ・児童会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。

○国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的に開催する。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

(エ) 家庭や地域との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

- ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
- ・PTAや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

(オ) SC(スクールカウンセラー)や関係機関等と連携したいじめ問題への対応

- ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、SCを活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
- ・学校と警察の相互連絡制度(「いしかわS&Pサポート制度」)の適切な活用や市町の少年補導センター、県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
- ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。

(カ) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・個別案件対応班の設置・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請・教育委員会、関係機関への協力要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持・向上する。

（3）個別案件対応班について

① 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

② 構成

- ・当該児童の学級担任に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ・いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- ・いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

③ 役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確して対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

（4）いじめ対応アドバイザーの活用について

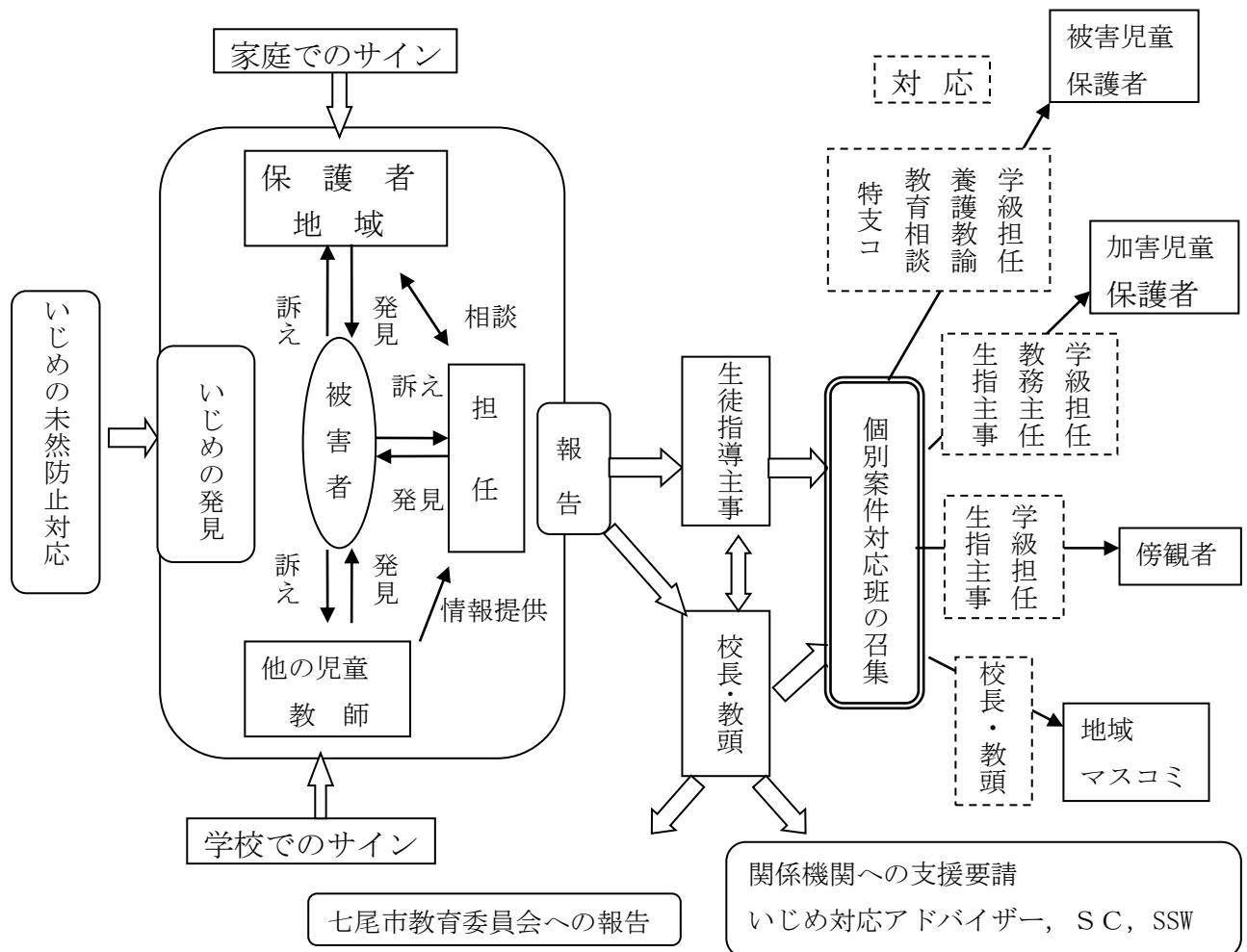
① 目的

外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

② 活用計画

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・いじめ問題に関する研修講師

(5) いじめ問題に対する校内体制整備



いじめ問題対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・生徒指導主事 ・教育相談担当 ・特支コーディネーター ・該当学年担任 ・スクールカウンセラー ・いじめ対応アドバイザー ・教頭 ・教務主任 ・養護教諭
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 子どもや保護者への対応

① いじめられている子には

何より本人の訴えを受容し、傾聴する。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。⇒傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援内容を示す。⇒教師は絶対的な味方
- ③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。⇒交友関係の醸成
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。⇒自立の支援

※心理的ケアを十分に行う

② いじめられている子の保護者には

心理的受容を行い、今後の対応と経緯について連絡を密にする。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。⇒不用意な発言をしない
 - ・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
 - ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・『被害者保護優先』を無視した発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・被害者の『痛み』に共感を示さない発言
 - ・具体性のない発言
- ④ 家庭との連絡を密接にとる(被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼)。

※被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

③ いじめている子には

その場の指導に終わらず、いじめが完全になくなるまで、
注意深く継続して徹底的に指導していく。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
⇒はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けない
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。⇒受容的態度
- ③ 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。
⇒いじめは絶対にいけないことの指導
⇒いじめている子もつらい立場かもしれない
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。
⇒いじめのエネルギーの善用を図る
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。
⇒成長への信頼

※心理的ケアを十分に行う

④ いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実をきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)。
- ③ 具体的な助言を図り、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

⑤ 学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う(当事者の了解・配慮)。
- ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むようする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である
- イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
- ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動(是認、黙認⇒責任の確認)、人権意識の育成、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

⑥ 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① 天神山いじめ問題対策チームを中心に、市教育委員会の指導のもと、関係機関と緊密な連携を図る。
- ② 学校、家庭、関係機関(相談機関、警察等)との連携を日頃から図っておく。

(7) いじめの解消

いじめが安易に「解消」され、対応がなされていない現状を受け、以下の規定を基に、いじめの「解消」を捉える。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事業も勘案して判断するものとする。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消する」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に情報モラルの指導ができるよう体制整備を進めていく。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者には、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう要請する。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

① 対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

メールで いじめられ ている	<p>①メールを消さずに残しておく。(できれば印刷しておく) ②直ぐに家族に相談し、一緒に解決していく。 ※自分でやりかえたりしない。余計にひどくなる。 ※なりすましメールの可能性もあるので、決めつけない ※送信元のアドレスを確認する。 ※送信元が判明した場合は、関係者を交えて話し合う。 (知らない人の場合、着信拒否設定にしたり、アドレスを変更したりするのもよい)</p> <p>③家庭で解決できそうにないときは、石川県警察本部サイバー犯罪対策係に相談する。</p>
書き込みでいじ められている	<p>①問題の画面や文面を消さずに残しておく。(できれば印刷しておく) ②直ぐに家族に相談し、一緒に解決していく。</p>

	<p>※掲示板などの賛理者、あるいは掲示板等を提供するプロバイダ（インターネット接続業者）に連絡して、書面で削除依頼する。</p> <p>※削除依頼に応じてもらえない、削除依頼ができない場合、または、削除依頼してもおさまらないときや、家庭で解決できそうにないときは、石川県警察本部サイバー犯罪対策係に相談する。</p>
チェーンメールがきた	<p>①直ぐに家族に相談し、だれにも送らず、すぐに消す。 (まちがって転送しても、お詫びのメールを送らない)</p> <p>②どうしても不安なときは、財団法人日本データ通信協会（迷惑メール相談センター）が用意している、下記の「転送先アドレス」に転送する。 http://www.Dekyo.or.jp/soudan/</p>
架空請求などがきた	<p>①消さずに残しておいて、すぐに家族に相談する。 (できれば印刷しておく。ハガキの場合は捨てずに保管しておく。)</p> <p>②全く覚えのないときは無視する。 確かめようと思ってこちらから絶対に連絡しない。</p> <p>③不安なときやわからないときは、消費生活センターに相談する。</p>

② 児童への対応

被害者本人への対応(不安の共感的理解)、加害者への対応(書き込み者が特定されている場合)、当事者以外の児童への指導(必要と判断した場合)等について、インターネット上の対応と並行して行う。

③ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・相当の期間は、年間30日を目安とする。
- ・児童が一定期間、連續して欠席しているような場合。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・教育委員会の指導・助言のもと、速やかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保つて調査する。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、できるだけ多くの情報を収集・整理して明確にする。
- ・不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、教育委員会の指導のもと、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

9 いじめへの取組の検証・見直し

		チェックポイント	対策チーム いじめ問題	対応班 個別案件	教職員
指導体制	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	<input type="radio"/>		
	3	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	<input type="radio"/>		
未然防止・早期発見・早期対応	4	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			<input type="radio"/>
	5	児童の生活実態について、きめ細かく把握に努めるなど、児童が発する信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	6	養護教諭やSC等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	7	いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	8	いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、県教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をを行うとともに、その周知や広報が行われているか。	<input type="radio"/>		
	9	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	<input type="radio"/>		
教育指導	10	「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。			<input type="radio"/>
	11	道徳や学級活動の時間及び児童会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行うとともに、 <u>道徳教育の充実</u> が図られているか。			<input type="radio"/>
	12	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。	<input type="radio"/>		

	13	いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ必要な指導を行っているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
家庭・地域社会との連携	15	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画(学校いじめ防止基本方針)等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。	<input type="radio"/>		
	16	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

10 主な相談機関

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子供SOS相談テレホン	0120-078310 076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:15
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
七尾市教育研究所	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00
七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15
「オアシスライン」 七尾市・中能登町	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00